

保守点検仕様書

1 委託業務の名称 多項目自動血球計算装置保守点検業務

2 委託施設の概要

(1) 住 所 名取市愛島塩手字野田山47番1号

(2) 名 称 宮城県立がんセンター

(3) 設 備 1 XR-20(2台), SA-31(1台), SP-50(1台), RU-20(1台)、SCSバック(XN-P)

設 備 2 -

3 施行目的

当該本体装置を常に善良な状態において機能を保持するように定期的に点検を行い、常に善良な管理者の注意をもって、その機能の保全を図るものとする。

4 保守点検仕様

(1) 受注者は、当該本体装置を次に掲げるところにより定期的に保守点検を実施し、不良箇所を発見したときは、ただちに補修するものとする。

保守設備及び点検回数

設 備 1 : XR-20(2台), SA-31(1台), SP-50(1台), RU-20(1台)、SCSバック(XN-P)

点 検 回 数 : 年1回 (-)

設 備 2 : -

点 検 回 数 : 年一回 (-)

(2) 前記(1)にかかわらず、受注者は、発注者から故障等が発生した旨の連絡を受けたときは、ただちに補修するものとする。

5 委託業務の対象外工事等

次に掲げる工事又は補修等は、この仕様に基づく委託業務の対象外とする。

(1) 主要機器の移転又は変更若しくは増設

(2) 病院の移転又は増設

(3) 受注者の責めによらない理由によって発生した故障、破損等の復旧

6 修理、消耗品等の費用負担

(1) 定期点検に係る技術料:

保守契約に含む

(2) 定期点検に係る部品費:

保守契約に含む

(3) オンコールに係る技術料:

保守契約に含む

(4) オンコールに係る部品費:

保守契約に含む

(5) その他:

-

7 保守点検報告書の提出

受注者は、この仕様に基づく当該保守点検状況について、保守点検を実施した日の翌月まで、保守点検報告書により報告するものとする。

8 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務(以下単に「業務」という。)の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(漏えい、き損及び滅失の防止等)

第3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知等)

第4 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び在職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことの周知徹底を図るために必要な措置を講じなければならない。

(指示及び報告等)

第5 発注者(宮城県立がんセンター)は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第6 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。